

議員提出第4号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和8年9月18日提出

提出者 天草市議会議員 五通 俊作

賛成者 天草市議会議員 柳田 光芳

賛成者 天草市議会議員 澤井 一富

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則の核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和４２（１９６７）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和４６（１９７１）年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置づけられてきた。歴代内閣もこれを一貫して堅持しており、我が国の平和国家としての歩みを支える重要な原則となっている。

我が国は世界唯一の戦争被爆国として、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないとの決意のもと、国際社会における平和と安全の維持、さらには「核兵器のない世界」の実現に向けて主導的な役割を果たす責務を有している。

また、本市は「非核平和都市宣言」を行っており、世界の恒久平和は、市民共通の願いであり、過去の悲劇を風化させることなく、次の世代へ平和の尊さを継承していかなければならない。

近年、国際情勢や安全保障環境は一層厳しさを増しているが、そのような時代であるからこそ、非核三原則は我が国が平和国家として歩むべき根幹であり、決してゆるがせにしてはならない。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う国民の思いを真摯に受け止め、非核三原則を将来にわたって断固として堅持されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年９月１８日

天草市議会議長 若山 敬介

衆議院議長	森 英介	様
参議院議長	関口 昌一	様
内閣総理大臣	高市 早苗	様
総務大臣	藤井 比早之	様
法務大臣	山下 貴司	様
外務大臣	茂木 敏充	様
防衛大臣	小泉 進次郎	様